

年金とライフステージ - 最終回 -

事務所だより

第75号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

昨年十一月から一年にわたり、国民年金・厚生年金保険・共済年金（公的年金制度）とライフステージとの関係について紹介しています。

登場人物を紹介
します

今回の登場人物はCさん（女性）の配偶者Dさんです。

Dさんは大学を卒業後、医師になり、大学病院で勤務していました。四十五歳で地域医療に貢献すべく自宅の隣りに開業しました。その後Cさんと結婚する、という設定です。

さて、Dさんのライフステージでは、年金制度がどのようにかわっていくのでしょうか。

『全国労働衛生週間』です

六十六回目の今年は

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に対する意識を高めて、各職場での自主的な活動を促し、労働者の健康の確保に大きな役割を果たしています。昭和二十五年から実施されていて、今年で六十六回目になります。

毎年九月一日から九月三十日までを準備期間、十月一日から十月七日までを本週間とし、その時代に合ったスローガンを掲げ、重点活動として各職場でさまざまな取り組みを展開・実施することとしています。

今年のスローガン

今年のスローガンは「職場発！心と体の健康チェックはじまる 広がる 健康職場」です。

年々、職場内のメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害など



本週間に
取り組みたいこと

ア 事業者や総括安全衛生管理者による職場の巡視

が重要な課題となり、平成二十八年八月にストレスチェック制度の導入や化学物質の適切な管理、受動喫煙防止対策等を盛り込んだ労働安全衛生法へと改正されました。

また、平成二十六年十一月に施行された「過労死等防止対策推進法」や平成二十七年七月に取りまとめた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」により、今年のスローガンが決定しました。

イ 労働衛生旗の掲揚やスローガン等の掲示

労働衛生に関する優良な職場や功績者等の表彰
有害物漏えいや酸素欠乏症等の事故等緊急時の災害を想定した実地訓練

労働衛生に関する講習会
や見学会等の開催、標語等の掲示、その他労働衛生の意識高場のための行事等の実施

各事業所の業態に応じて積極的に取り組みたい事項で、例えば、アの巡視では、可能な限り外部（第三者）に依頼し、日頃の“慣れ”で見落としがちな問題点を発見することで、早期改善が期待されます。

ウの表彰では、日頃から積極的に取り組んだ成果を社内に表示することで、社内全体の関心を高めることが期待されます。

社外への協力を求めよう

過重労働によるメンタルヘルス不調や健康障害は、休職者だけではなく事業全体へ影響を及ぼします。社内で行

た問題を『社内だけで解決する』のではなく、外部の産業保健スタッフ等に依頼することで、休職者と事業主にとって、早期に、より良い解決方法を模索することが可能になります。

今年も全国労働衛生週間を意識して、より労働衛生管理活動の促進を図りませんか。

十月の労務手続 「提出先・納付先」

一日～七日

○全国労働衛生週間実施期間
十三日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

十一月二日

○労働者死傷病報告の提出（休業四日未満、七月～九月分）

「労働基準監督署」

○労働保険料の納付（延納第二期分）（口座振替を利用し

ない場合）

「郵便局または銀行」

○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

「公共職業安定所」

編集後記

先日、とある郵便局内の壁に『平成二十八年年賀はがき』販売のチラシが貼られているのを見かけました。五枚以上購入する場合は、インターネットで八月三十一日から予約可能で、自宅まで届けてくれるとのこと。あらためて郵便サービスの多様化を実感しました。（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・FAX 075-611-5300
e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

一定の収入を得られるようになったDさんは、二十七歳になったある日、国民年金保険料を追納しました。

Dさんが追納した理由として、追納した場合の年金額が追納一ヶ月につき年間約千六百円増額する上に、年末調整の社会保険料控除の対象になることもメリットだと考えたからです。

開業医として独立

Dさんは、開業医として独立した四十五歳の時に、国民年金への切替えとともに国民年金基金の手続きを行いました。

年金被用者一元化で

Dさんが年金を受給する年齢になったので、共済組合に手続きをしようと連絡したところ、近くの年金事務所でも

手続き可能と知りました。平成二十七年一〇月から老齢・退職年金の請求書受付窓口が広がっていたのです。

その後、六十五歳で老齢基礎年金の受給と国民年金基金の手続きを行いました。

合計一〇回にわたり、各々

のライフステージにかかわる年金制度をみてきました。いずれの方も、年金制度の切替えを忘れずに行うことで将来やいざという時に備えることができました。皆様も自分の加入する年金制度を再度確認して、将来に役立ててください。

国民年金に加入（第1号被保険者）
学生納付特例の申請を行なう

20歳
（大学生）

共済組合に加入（第2号被保険者）

27歳
（大学病院に就職）

国民年金と国民年金基金に加入

27歳
（追納決定）

45歳
（独立開業）

国民年金保険料を追納

64歳
（年金受給開始）

共済組合加入期間分を受給

65歳
（基金分も受給）

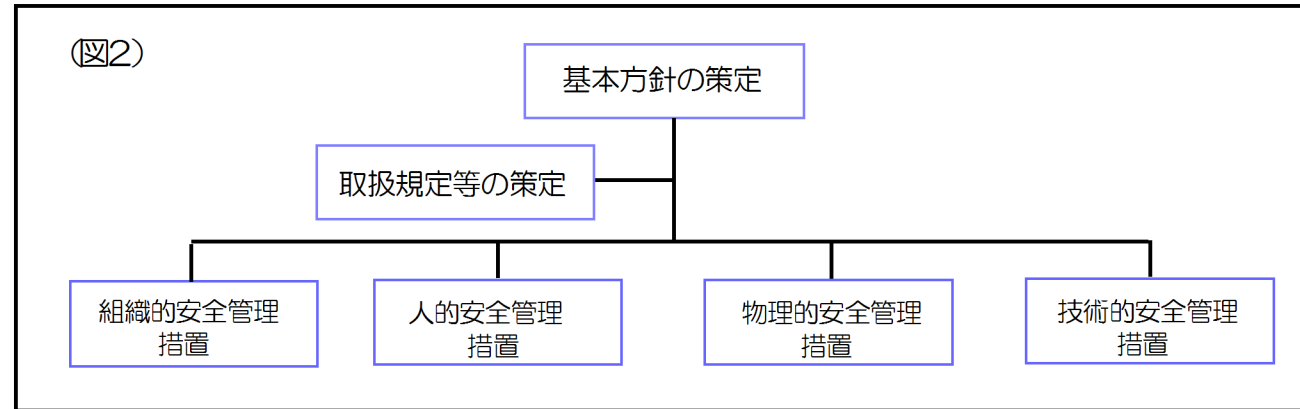
国民年金基金から受給開始

注）Dさんに起こるアクシデントは、架空の出来事です。

(図1)

平成28年（2016）年1月	平成29年（2017）年1月	平成29年（2017）年2月
- 雇用保険各種届けに記載 - 中途退職者への源泉徴収票交付分に記載 - 金銭等の支払いにかかる支払調書交付分に記載	- 提出する源泉徴収票に記載 - 法定調書、支払報告書に記載 - 健康保険・厚生年金保険関連の届けに記載	確定申告書に記載

(図2)



入社

- 取得前に利用目的をお知らせします。
- マイナンバーと本人確認書類を取得します。
- 入社時に必要な手続きに利用します。
- 取得したマイナンバーは、鍵のかかるところに大切に保管します。

(図3)

在職中

- 在職中に必要な手続きに利用します。
- マイナンバーの記載や書類提出時に、記録簿に記録します。
- マイナンバー取扱者を決めておきます。

退職

- 退職中に必要な手続きに利用します。
- 保存期間が過ぎたマイナンバーは廃棄します。

マイナンバー制度対策は進んでいますか？

マイナンバーの取扱いに関する方針・規程を定めましょう

基本方針の策定

特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組む

取扱規定等の策定

特定個人情報等の具体的な取扱いを定める

・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

京都府の最低賃金

807円（時間額）

平成27年10月7日発効

マイナンバー制度への対応（前篇）

社会保障・税番号（以下、マイナンバーといいます。）制度については、すでに各メディアやセミナー等を通じて概ねの情報を入手しておられることと思います。

しかし、「実際にマイナンバーを利用するのは来年から」と、どのような対応をするのかは未検討との中小企業が六割以上という数字もあります。いよいよ今月中旬からマイナンバーの「通知カード」が郵送されます。今から十分間に合いますので、マイナンバー取扱いに向けた対応と一緒に検討していきませんか。

マイナンバー法（番号法）とは

マイナンバー法は、正式には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）とい

は、収集や保管、情報漏えいに対して罰則規定を設けています。しかし、最近では行政機関や民間企業のコンピュータへのサイバー攻撃による情報漏えいが多く、一度漏えいした情報は、罰則を適用したとしても戻ってくるわけではありません。

「個人番号」と「法人番号」

マイナンバーは個人だけではなく、法人にも付番されます。

個人には、個人番号（マイナンバー）として市区町村が十二桁の数字を付番し

ます。

法人には、法人番号（企業版マイナンバー）として国税庁が十三桁の数字を付番します。

この二つの取扱いには大きな違いがあります。法人番号は、民間で自由に利用できて、国税のホームページで公開される予定です。

一方、個人番号は、提供を受ける際には必ず本人確認が必要で、取得・保管・利用・提供等に厳格な規制があります。

マイナンバーの収集開始前に

マイナンバーの収集を開

マイナンバー利用時の注意点

従業員Aさんの入社から退職まで、マイナンバーの

- ①取得
 - ②利用・提供
 - ③保管・廃棄
- の三つの流れと、注意しておかなければならない点を確認してみましょう。（図3参照）

①、マイナンバーの取得は、利用目的をきちんと明示し、本人確認を厳格に行います。

②、マイナンバーは、利用目的以外で利用・提供できません。

③、マイナンバーは、必要がある場合に限り保管し続けることができますが、不要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

次回（後半）では、安全管理措置について規定例などを掲載し説明する予定です。

